

平成26年10月1日公表

大崎市人事行政の運営等の状況

大 崎 市

## 人事行政の運営の状況

●必要に応じ「市役所」「水道部」「市民病院」に区分してあります。このうち「市役所」には、教育委員会、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の各事務局等が含まれています。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### ① 一般職の部門別職員数(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	職員数		対前 年増
		25年	26年	
一般行政 部門	議会	9	9	0
	総務	205	199	△ 6
	税務	52	51	△ 1
	民生	181	178	△ 3
	衛生	64	61	△ 3
	労働	0	0	0
	農林	67	66	△ 1
	商工	22	23	1
	土木	87	89	2
	小計	687	676	△ 11
特別行政部門	教育	206	197	△ 9
普通会計 計		893	873	△ 20
公営企業 等会計部 門	病院	914	978	64
	水道	40	37	△ 3
	下水道	22	20	△ 2
	その他	39	39	0
小計	1,015	1,074	59	
合 計		1,908	1,947	39

注 職員数は、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員を含み、特別職(市長・議員など)、臨時・非常勤職員は含みません。

#### ② 職員の採用の状況(平成25年度 単位:人)

区分	職種	市役所・水道部			市民病院		
		男性	女性	計	男性	女性	計
行政職	行政職	17	12	29	2	1	3
	医師	0	0	0	21	13	34
	医療技術系	0	0	0	12	10	22
	看護師系	0	0	0	6	66	72
計		17	12	29	41	90	131

※国・県等からの派遣職員を含んでいます。

#### ③ 職員の退職の状況(平成25年度 単位:人)

区分	職種	市役所・水道部			市民病院		
		男性	女性	計	男性	女性	計
定年退職		17	18	35	2	9	11
勸奨退職		7	4	11	1	3	4
その他		7	6	13	26	29	55
計		31	28	59	29	41	70

※国・県等からの派遣職員を含んでいます。

## 2 職員の給与の状況

### ① 級別職員数(平成26年4月1日現在)

#### <市役所・水道部>

##### ア 行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長補佐 主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事	部長 参事	
職員数(人)	63	33	406	121	170	60	25	878
構成比(%)	7.2%	3.8%	46.2%	13.8%	19.4%	6.8%	2.6%	100%

##### イ 技能労務職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	技能員	技能員	技能員	技能員	技能員	
職員数(人)	0	1	42	27	21	91
構成比(%)	0.0%	1.1%	46.2%	29.7%	23.1%	100%

#### <市民病院>

##### ア 医師

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	医員	科長 副科長 医員	副院長 部長 副部長 科長	分院長 所長 副院長 救命救急センター長 救命救急副センター長 部長 副部長 科長	院長 局長	
職員数(人)	25	30	18	22	2	97
構成比(%)	25.8%	30.9%	18.6%	22.5%	2.1%	100%

##### イ 医療技術系

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	技師	薬剤師 技師	主任薬剤師 係長 主任技師 技師	副薬剤師長 副技師長 主任薬剤師 係長 主任技師	薬剤師長 副薬剤師長 技師長 副技師長	部長 薬剤師長 技師長	
職員数(人)	30	82	36	12	15	4	179
構成比(%)	16.8%	45.8%	20.1%	6.7%	8.4%	2.2%	100%

##### ウ 看護師系

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	准看護師	助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	看護師長 副看護師長 主任看護師 助産師 看護師 准看護師	看護部長 副看護部長 看護科長	総看護部 長 看護部長	
職員数(人)	24	268	235	53	14	1	595
構成比(%)	4.0%	45.0%	39.5%	8.9%	2.4%	0.2%	100%

エ 行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査	課長補佐 主幹	課長補佐 主幹	課長 副参事	部長 参事	
職員数(人)	8	17	38	8	11	10	2	94
構成比(%)	8.5%	18.1%	40.4%	8.5%	11.7%	10.6%	2.1%	100%

オ 技能労務職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容	技能員	技能員	技能員	技能員	技能員	
職員数(人)	0	3	9	0	1	13
構成比(%)	0.0%	23.1%	69.2%	0.0%	7.7%	100%

※「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

② 平均給料月額等の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢
市役所・水道部	行政職	328,707	44歳1月
	技能労務職	303,721	51歳4月
市民病院	医師	468,124	44歳09月
	医療技術系	252,208	34歳11月
	看護師系	271,717	38歳07月
	行政職	304,539	42歳02月
	技能労務職	254,362	39歳08月

※「給与」＝「給料」＋「手当」

③ 初任給の状況(平成26年4月1日現在)

職種	区分	初任給
行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円～183,700円
	中学卒	121,600円～158,600円
医師		308,800円
医療技術系		140,300円～200,800円
看護師系		153,300円～198,300円

④ 期末・勤勉手当の状況(平成26年4月1日現在)

支給時期	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分	0.675月分	1.9月分
12月期	1.375月分	0.675月分	2.05月分
計	2.6月分	1.35月分	3.95月分

⑤ 特殊勤務手当の状況(平成25年度)

<市役所>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	2.2%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	28,126円
手当の種類	4種類

手当種類	内容等	支給額	備考
防疫業務手当	感染症等発生時に防疫業務に従事したとき	1日 700円	
社会福祉業務手当	社会福祉課の現業職員	月額 3,000円	月10日以上外勤
不快業務手当	行旅死亡人取扱業務に従事したとき	1日 2,000円	
特別勤務手当	大崎市以外の市町村において災害復旧等に従事する職員で市長が必要と認めるもの	1日 3,970円	
	大型特殊車両を運転して業務に従事したとき	1日 300円	
	バスまたはマイクロバスを運転して業務に従事したとき	1日 200円	

<水道部>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	0.0%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	円
手当の種類	1種類

手当種類	内容等	支給額	備考
待機手当	突発的な事故に対処するため待機を命令された職員 ※平成24年4月から業務委託により支給なし	1日 1,300円	平日夜間
		2,600円	休日1日

<市民病院>

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	62.9%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	840,423円
手当の種類	17種類

手当種類	内容等	支給額	備考
結核及び伝染病棟勤務手当		1日 150円	看護師等
危険手当	1 放射線技師, 検査技師	月額 3,000円	
	2 放射線助手, 検査助手	月額 2,000円	
	3 レントゲン透視	1回 80円	
夜間看護手当	1 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1回 6,800円	病棟に勤務する助産師, 看護師等
	2 深夜の勤務時間が4時間以上6時間未満の場合	1回 3,300円	
	3 " 2時間以上4時間未満の場合	1回 2,900円	
	4 " 2時間未満の場合	1回 2,000円	
	5 本院の二交代制による深夜勤務の場合	1回 8,200円	
	6 勤務交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると院長が認める場合における前各号に定める額に加算する額	1回 1,140円	
待機手当		1回 2,000円	薬剤師, 看護師, 放射線技師等
医務手当		給料月額30/100	医師
緊急業務特別手当	気管挿管等による閉鎖循環式全身麻酔を実施した場合		麻酔科以外の医師
	1 麻酔実施医師の属する診療科の患者の場合	1件 11,000円	
	2 麻酔実施医師の属する診療科以外の患者の場合	1件 16,500円	
研究手当		月額30,000円	医師
助産師調整手当		月額 6,500円	助産師

緊急業務手当		実働に応じ算出	
解剖補助手当	1 午前8時30分～午後5時までの間に勤務した場合	1件 7,000円	解剖業務従事者
	2 正規の勤務時間より1時間以上超過した場合	1件 8,000円	
	3 正規の勤務時間以外に勤務した場合	1件 9,000円	
文書手当	1 各種診断書作成をした場合	当該文書料の20%の額	医師
	2 治験及び市販後調査に関する文書作成をした場合	当該文書料の60%の額	
院外業務手当	国, 地方公共団体, 学校その他公的機関からの派遣依頼に基づく健康診断, 予防接種等の医療活動に従事した場合	当該報酬額の80%に相当する額	医師等
地域活動手当	分院・診療所に勤務する医師	給料月額/5/100	
診療応援手当	1 3時間以上の応援業務に従事した場合	1回 13,000円	医師等
	2 3時間未満の応援業務に従事した場合	1回 8,000円	
	3 5時間以上の宿日直応援業務に従事した場合	1回 20,000円	
	鳴子分院の宿日直応援業務に従事した場合	1回 23,000円	
	4 5時間未満の宿日直応援業務に従事した場合	1回 10,000円	
	5 診療報酬に基づく撮影を読影した場合	当該画像診断料の30%の額	
分娩手当	ただし, 複数人数が従事した場合は従事した人員数で除して得た額	1分娩あたり10,000円	産婦人科医
ハイリスク分娩手当	複産及び早産となった分娩で複数医師が関わった場合	分娩1件1人あたり10,000円	産婦人科医 及び小児科医
救急勤務医手当	1 午後5時15分から翌朝8時30分まで勤務した場合	1回 15,000円	医師
	2 大崎市病院事業職員就業規程第23条第1項及び第25条に規定する日の8時30分から午後5時15分まで従事した場合	1回 10,000円	
	3 大崎市病院群輪番制事業の診療時間の午後5時15分から午後10時まで従事した場合	1回 8,000円	
	4 月曜日から土曜日の午後10時から翌日の午前7時30分まで従事した場合	1回 10,000円	

⑥ 時間外勤務手当の状況(平成25年度)

区分	市役所	水道部	市民病院
支給総額	187,600,265円	6,538,713円	150,487,909円
支給対象職員1人当り平均支給年額	196,646円	181,630円	328,369円

⑦ 管理職手当の状況(平成26年4月1日現在)

<市役所・水道部>

区分	支給額
部長職	53,000円
参事職	39,800円
課長職	37,300円
副参事職	18,600円

<市民病院>

区分	支給額
病院事業副管理者, 病院事業局長, 院長	117,100円
副院長, 救命救急センター長, 分院長	82,600円
診療部長(本院), 部長(臨床研修管理部, 医療安全管理部, 中央病床管理部, 感染管理部, 学術臨床研究部, 地域医療部, 緊急診療部, 救急診療部, 化学療法管理部), 救命救急副センター長	71,500円
診療所長, 健康管理センター所長	66,000円
副診療部長, 副部長(臨床研修管理部, 医療安全管理部, 中央病床管理部, 感染管理部, 学術臨床研究部, 地域医療部, 緊急診療部, 救急診療部, 化学療法管理部), 副分院長	64,200円
診療部長(分院), 健康管理センター副所長	61,600円
科長, センター長	57,200円
病院経営管理部長	53,000円
総看護部長	51,900円
部長(薬剤部, 放射線技術部, 臨床検査技術部, 栄養管理部, リハビリテーション部, 臨床工学部)	49,800円
本院看護部長	45,600円
薬剤長(本院), 技師長(本院)	40,600円
参事	39,800円
副看護部長, 医療安全管理室長, 分院看護部長, 看護科長	39,400円
副科長	38,200円
課長, 室長	37,300円
看護師長	31,500円
副薬剤長(本院), 副技師長(本院), 薬剤長(分院), 副参事	31,400円
副参事	18,600円

⑧ その他の手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	内容(《 》内は国の制度と異なる内容)		
退職手当	自己都合	勤続20年	勤続25年
	勸奨・定年	21.62月分	30.82月分
		43.7月分	52.44月分
		52.44月分	52.44月分
	最高限度額	52.44月分	
	その他加算措置 勸奨退職者(2~20%加算)		
扶養手当	1. 配偶者 月額13,000円		
	2. 配偶者以外の扶養親族 1人につき月額6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円)		
	※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、1人につき5,000円加算		
通勤手当	1. 交通機関などの利用者 運賃等相当額(55,000円限度)		
	●自動車の場合 使用距離により、2,000円~27,200円		
	※勤務先に駐車場がなく、有料で駐車場を借りている場合、1,500円加算。 《使用距離区分及び駐車場加算が国と異なる》		
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員		
	ア)家賃月額12,000円~23,000円の場合、家賃-12,000円 イ)家賃月額23,000円超の場合、(家賃-23,000円)÷2+11,000円(27,000円限度)		
地域手当	支給対象勤務地域	東京都特別区	仙台市
	支給率	18%	6%

⑨ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	902	3,468,413	461,590	1,251,520	5,181,523	5,744

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は決算に計上された額です。  
3 職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間(平成26年4月1日現在)

基本的な1日の勤務時間	開始	休憩時間	終了
		8:30	12:00~13:00

② 年次有給休暇の取得状況(平成25年)

※年間20日付与、20日を限度に繰越可能

区分	市役所	水道部	市民病院
職員1人当たり平均取得日数	11.2日	14.7日	5.6日



③ その他の休暇制度の概要(市役所・水道部・市民病院共通 平成26年4月1日現在)

休暇の種類等	付与日数・期間等	有給・無給別
<b>&lt;病欠休暇&gt;</b>		
公務上の傷病	必要と認められる期間	有給
結核性疾患により療養を要する場合	1年以内で必要と認められる期間	〃
公務外の傷病	90日以内で必要と認められる期間	〃
<b>&lt;特別休暇&gt;</b>		
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
裁判員, 証人, 参考人等公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	〃
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	〃
社会貢献活動のための休暇	1年において5日の範囲内の期間	〃
結婚する場合の休暇	7日以内で必要と認められる期間	〃
妊娠に起因する障害のための休暇	10日以内で必要と認められる期間	〃
妊婦の通勤緩和のための休暇	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	〃
妊産婦の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間	〃
妊婦の健康保持のための休息又は補食のための休暇	必要と認められる期間	〃
妊娠12週間未満の流産	10日以内で必要と認められる期間	〃
出産のための休暇	産前産後各8週間	〃
保育のための休暇(生後満1年に達しない子)	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	〃
生理休暇	2日以内	〃
妻が出産する場合	3日以内で必要と認められる期間	〃
妻が出産する場合の子を養育するための休暇	妻の産休中, 5日以内で必要と認められる期間	〃
乳幼児の健康診査, 予防接種等で当該職員の介助を必要とするとき	必要と認められる期間	〃
子(就学前)の看護のための休暇	1年において5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては, 10日)の範囲内の期間	〃
配偶者, 子, 父母等の介護のための休暇	1年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては, 10日)の範囲内の期間	〃
忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日から10日の範囲内	〃
父母, 配偶者, 子の追悼のための特別な行事	1日以内	〃
夏季休暇	7月～9月の期間で5日以内	〃
災害等交通遮断により勤務できない場合	必要と認められる期間	〃
結核性疾患により一定期間1日の勤務時間を軽減する必要がある場合	必要と認められる期間	〃
高校大学の通信教育のスクーリングに出席	必要と認められる期間	〃
国等が行う職務に必要な資格試験を受ける場合	必要と認められる期間	〃
国等の表彰を受けるため表彰式に出席する場合	必要と認められる期間	〃
国等主催の運動競技会に参加する場合	必要と認められる期間	〃
職務関連の海外視察等に参加する場合	必要と認められる期間	〃
配偶者等の看護のための休暇(他に看護者がいない場合)	3日以内で必要と認められる期間	〃
<b>&lt;介護休暇&gt;</b>		
配偶者, 子, 父母等の介護のための休暇	2週間以上6月の期間内で必要と認められる期間	無給
<b>&lt;組合休暇&gt;</b>		
職員団体の業務に従事する場合	1年につき30日以内	無給

④ 育児休業の取得状況(平成25年度 単位:人)

※取得期間は無給となる。

区分	市役所・水道部			市民病院		
	男性	女性	計	男性	女性	計
育児休業者数	0	28	28	0	64	64
部分休業者数	0	0	0	0	0	0
計	0	28	28	0	64	64

⑤ 旅費制度の概要(市役所・水道部・市民病院共通 平成26年4月1日現在)

区分		運賃	日当	宿泊料	車賃
特別職	議会議員・市長・副市長・教育長・病院事業管理者・監査委員・選挙管理委員・公平委員・農業委員・教育委員・その他各種委員等	実費	1日につき 2,600円 (県内・県外隣接 市町の日帰りにつ いては支給しな い)	1夜につき 13,100円	1キロメートル につき37円
一般職	上記以外				

※「車賃」は、議員や行政委員会委員その他の委員が会議に出席する場合の費用弁償等として適用します。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者数(平成25年度 単位:人)

区分	事由	降任	免職	休職	降給	計
市役所 水道部	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	18	0	18
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職, 過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
市民病院	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	5	0	5
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職, 過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合計	勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
	心身の故障の場合	0	0	23	0	23
	職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
	職制, 定数の改廃, 予算の減少により廃職, 過員を生じた場合	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

② 懲戒処分者数(平成25年度 単位:人)

区分	事由	戒告	減給	停職	免職	計
市役所 水道部	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し, 又は職務を怠った場合	0	8	0	0	8
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	1	0	1	2
市民病院	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し, 又は職務を怠った場合	1	0	0	0	1
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
	職務上の義務に違反し, 又は職務を怠った場合	1	8	0	0	9
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	1	0	1	2

## 5 職員のサービスの状況

### ① 営利企業等従事許可の状況(平成25年度 単位:件)

区分	許可件数		
	市役所・水道部	市民病院	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合	1	0	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0	0
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	5	370	375
計	6	370	376

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### ① 職員の研修の状況(平成25年度)

区分		研修数	受講者数(人)
市役所・水道部	全部門	58	410
市民病院	医局部門	327	469
	医療技術部門	176	320
	看護部門	156	392
	事務部門	95	156
	市民病院計	754	1,337

### ② 勤務成績の評定の概要(市役所・水道部・市民病院共通)

区分	回数	評定期
昇給判定	年1回	12月
勤勉手当査定	年2回	5月・11月

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ① 職員の健康診断の状況(平成25年度 単位:人)

区分	市役所	水道部	市民病院	計
定期健康診断	723	37	989	1,749
人間ドック	443	16	76	535
胃がん検診	503	20	100	623
婦人科検診	412	5	226	643
VDT検査	72	4	0	76

## 8 特別職の給料, 報酬(平成26年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額		期末手当(6月)	期末手当(12月)	期末手当 計
市長	給料	979,000円	1.4月分	1.55月分	2.95月分
副市長	給料	785,000円			
教育長	給料	644,000円			
病院事業管理者	給料	628,000円			
常勤監査委員	給料	518,000円			
議長	報酬	529,000円	1.4月分	1.55月分	2.95月分
副議長	報酬	458,000円			
議員	報酬	428,000円			

※平成25年12月に支給する期末手当の特例

市長1.085月分, 副市長・病院事業管理者1.24月分, 教育長・常勤監査委員1.395月分

## 公平委員会からの報告事項

1. 勤務条件に関する措置の要求	0件
2. 不利益処分に関する不服申立て	0件